

令和5年神審第20号

裁 決

漁船A防波堤衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官小嶋正博出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和4年12月28日05時45分

石川県金沢港

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 14トン

登 録 長 16.04メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 610キロワット

3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央に操舵室を配し、同室前部中央に操舵スタンド、その左舷側にレーダー、魚群探知機等を、右舷側にGPSプロッター、機関遠隔操縦装置等をそれぞれ備えた、小型機船底びき網漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか3人及びインドネシア共和国籍の技能実習生1人が乗り組み、操業の目的で、船首1.0メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和4年12月27日09時00分金沢港を発し、同港北西方約20海里沖合の漁場に向かった。

a受審人は、目的の漁場に到着したのち、11時10分操業を始め、操船及び操業指揮に当たって同漁場でえい網を繰り返しながら、あまえば、かになど約750キログラムを漁獲し、翌28日03時40分10回目の操業を終えた。

ところで、a受審人は、同月21日から同26日まで停泊して休養していたものの、出航したのち、漁場までの操船に当たり、漁場に到着して操業開始後は各操業中に少しの間、休憩する以外は操船及び操業指揮に当たっていたことから、睡眠不足の状態であった。

a受審人は、10回目の操業を終えたところで、荒天が予想されたことから、直ちに帰途に就くこととし、金沢港西防波堤灯台から308.5度（真方位、以下同じ。）21.2海里的地点で、針路を金沢港外に向く128度に定めて発進し、自動操舵として10.2ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、操舵スタンド後方に置いた椅子に腰掛けて単独で操船に当たり、金沢港に近づいたのち、針路を修正して同港口に向首することとして続航し、05時27分半少し前金沢港西防波堤灯台から309度3.0海里的地点に達したとき、睡眠不足のうえ、操業を終えて帰航する安堵感から眠

気を催したが、あと少しで入港するので、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、立ち上がって操船に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

こうして、a 受審人は、同じ姿勢を続けるうち、いつしか居眠りに陥って針路の修正ができないまま、金沢港の西防波堤に向首して進行し、05時45分金沢港西防波堤灯台から355度100メートルの地点において、Aは、原針路、原速力で、同防波堤に衝突した。

当時、天候は曇りで風力3の南南東風が吹き、潮候は下げ潮の初期であった。

衝突の結果、左舷船首部船側外板に圧壊、破口等を生じたが、のち修理され、金沢港の西防波堤は、擦過傷を生じた。

（原因及び受審人の行為）

本件防波堤衝突は、夜間、金沢港北西方沖合において、同港に向けて帰航中、居眠り運航の防止措置が不十分で、金沢港の西防波堤に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、金沢港北西方沖合において、睡眠不足の状態で、同港に向け、単独で操船に当たり自動操舵によって帰航中、操業を終えた安堵感から、眠気を催した場合、居眠りに陥ることのないよう、立ち上がって操船に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。ところが、同人は、あと少しで入港するので、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、いつしか居眠りに陥り、金沢港の西防波堤に向首進行して衝突する事態を招き、船体及び同港の西防波堤にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年3月7日

神戸地方海難審判所

審判官 下 條 正 昭